日調連発第３８１号
令和７年３月２８日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

令和７年４月１日における国土地理院が管理する電子基準点・三角点・水準点等の標高成果の改定について（お知らせ）

標記の改定について、国土地理院のウェブサイト（下記 URL）に掲載されておりますのでお知らせしますとともに、貴会会員への周知をお願いします。

なお、参考までに公益社団法人日本測量協会から提供された別添のチラシも送付します。

また、標記の改定は標高のみのため平面直角座標の数値に変更はありません。

おって、国土地理院が管理する電子基準点、三角点及び水準点等（以下、「基本基準点」という。）については、令和７年４月１日に改定された成果が公表されますが、基本基準点以外の都道府県や市区町村が管理する基準点（街区基準点含む）及び認定登記基準点については、管理者への確認をお願いします。

記

○　令和７年度　全国の標高成果の改定
https://www.gsi.go.jp/sokuchikijun/hyoko2024rev.html

令和7年4月1日に
全国の標高値が改定されます

皆様の事業に影響を及ぼす可能性がございます。
事前の準備をお願いします。

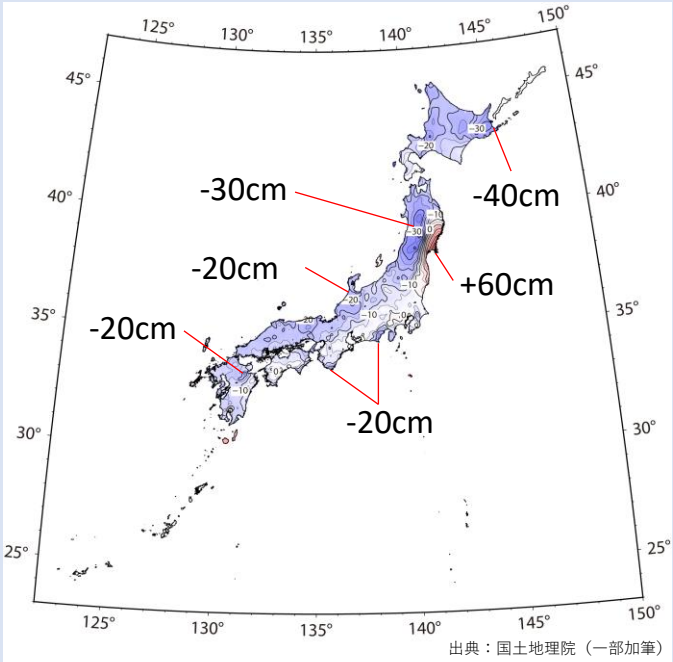

標高成果の改定量の試算図

国土地理院が管理する電子基準点・三角点・水準点などの標高成果が、令和7年4月1日にGPSやみちびきなどの衛星測位を基盤とする最新の値へ改定されます。改定量の試算では、北海道東部で約 -40cm、牡鹿半島で約 +60cmとなっています。

標高は、上下水道の整備や洪水対策を含む工事や施設管理に不可欠な情報です。また、マシンコントロールにも欠かせません。
国土の開発・計画において正確な高さ情報は重要です。

標高の取扱いには、細心の注意が求められます。

４月１日以降の位置情報サービスは、新しい標高基準に準拠したデータに切り替わります。
新しい標高基準に準拠した標高を得るには、**GNSS受信機（コントローラ）や計算ソフトウェアなどのアップデートが必要です。**

アップデートについては、測量機器販売店にお問い合わせください。

標高成果の改定の詳細については、国土地理院のHPをご確認ください。
https://www.gsi.go.jp/sokuchikijun/hyoko2024rev.html

国土地理院のＨＰ「令和7年度　全国の標高成果の改定」

（公社）日本測量協会 測量技術センター

Q&A
（位置情報サービスを使用する業務）

Q ソフトウェアのアップデートをせず、標高改定に対応していない観測用ソフトウェア及び計算ソフトウェアを使用した場合どうなる？

A **正しい標高は得られません。**
新しい「測地成果2024」にも従前の「測地成果2011」にも準拠していない**誤った**標高値が算出されます。

Q **新しい標高値で**業務をしようとする場合は？

A 観測用端末の観測ソフトウェアや計算ソフトウェア等を標高改定に対応できるよう**アップデートが必要です。**

Q 4月1日以降に、**旧標高値で**業務を続けたい場合は？

観測用ソフトウェア等を標高改定に対応できるようにアップデートしましたか？

YES

A **【補正】が必要です。**

改定前に観測した現場の基準点を、改定後に再び観測して、新旧の比高を求めます。
改定後に観測した測定値に対して、比高に基づいた補正を適用することで、旧成果値と整合した値を得ることができます。
簡易的ですが、国土地理院が提供する標高変換パラメータを使用する方法もあります。

NO

A **正しい標高は得られません。**
アップデートが必要です。

◆位置情報サービスを利用できない理由

4月1日以降の位置情報サービスは、新しい標高成果に対応します。標高成果の改定前と改定後では、局所的には最大約60cmの差があります。
使用するソフトウェア及び最新のパラメータ（ジオイド・モデル）へのアップデートが必要です。

重要

ソフトウェアのアップデートについては、購入された測量機器販売店へお早めにご確認をお願いします。